

第21回 議会活性化特別委員会次第

平成25年11月12日
第3委員会室

1. 協議・報告事項

(1) 議会基本条例について

- ・事務局より法制担当からの語句の修正箇所報告
- ・第20条（附属機関の設置）について、やはり「附属機関」は執行部が設置できるものであって、議会にはなじまない。報酬については審議会があるし、実際どのような機会に設置するのか。外すべきと思う。
- ・その意見に対して逆で、議会の基本的なことを定める条例なのだから、専門的知見の活用等を入れないのはどうかと思う。できる規定でいいので残すべきだと思う。
- ・執行部には調査権限があるので議会にもあるべき。
- ・「附属機関」以外で何らかの機関ができるとしたらどうか。
- ・四日市市議会の基本条例に「調査機関の設置」とある。参考にしたらどうか。
- ・「調査機関」でいいと思う。

※第20条は「調査機関の設置」にして、条文も内容を差し替える。

(2) その他

- ・パブリックコメントの実施期間は12月9日（月）から1月10日（金）
- ・藤枝市パブリックコメント制度実施要綱に準ずる。
- ・意見を提出できる方についても、実施要項に準ずる。
表現は、市内に住んでいるか、通勤・通学している人等。
- ・次回までに、パブコメ資料等を作成する。

2. その他

- ・全員協議会前に条例最終案を全議員へ配布する。

次回予定 11月25日（月） 本会議、会派代表者終了後